

相馬地方都市計画用途地域の変更（鹿島区の用途地域の見直し）について

1. 見直しの趣旨

市では秩序ある居住環境の整備を目的とした建築物の規制や誘導のため、用途地域を定めております。

鹿島区では平成6年12月に124.6haが用途地域に指定され、その後、平成10年2月と平成10年12月に見直しが行われ、現在では7地域124.6haの用途地域が指定されております。

今回の用途地域の見直しは、南相馬市復興総合計画や南相馬市都市計画マスタープラン等の上位計画との整合性を図ることを目的として行うものです。

なお、用途地域の見直しは南相馬市全体を対象に作業を進めているところであり、原町区、小高区の用途地域見直しは令和2年度を予定しております。

2. 見直し（案）について

鹿島区の用途地域指定の現況との乖離や課題について分析した結果、広町・千倉地区には「かしまわんぱく広場」、「南相馬みんなの遊び場」が建設され、近隣（用途地域外）に防災集団移転事業による住宅団地が造成されるなど、震災からの復興に伴い土地利用の状況に変化が見られます。このことから、当該地区は買い物サービスが不足しており、商業施設を誘致できる環境を整える必要があるため、広町・千倉地区の一部を第一種中高層住居専用地域から第一種住居地域へ見直しする（案）となりました。

3. 見直しによる建築物の用途制限比較

- ・第一種中高層住居専用地域：店舗（500㎡以下）、事務所不可
- ・第一種住居地域：店舗、事務所、遊戯施設の一部が建設可能（3000㎡以下）

4. 住民説明会

令和元年10月15日（火）に住民説明会を開催したところ、本内容について、ご理解を得られました。

5. 縦覧での意見

令和元年12月16日（月）から令和2年1月6日（月）まで、公衆の縦覧に供した結果、意見書の提出はありませんでした。

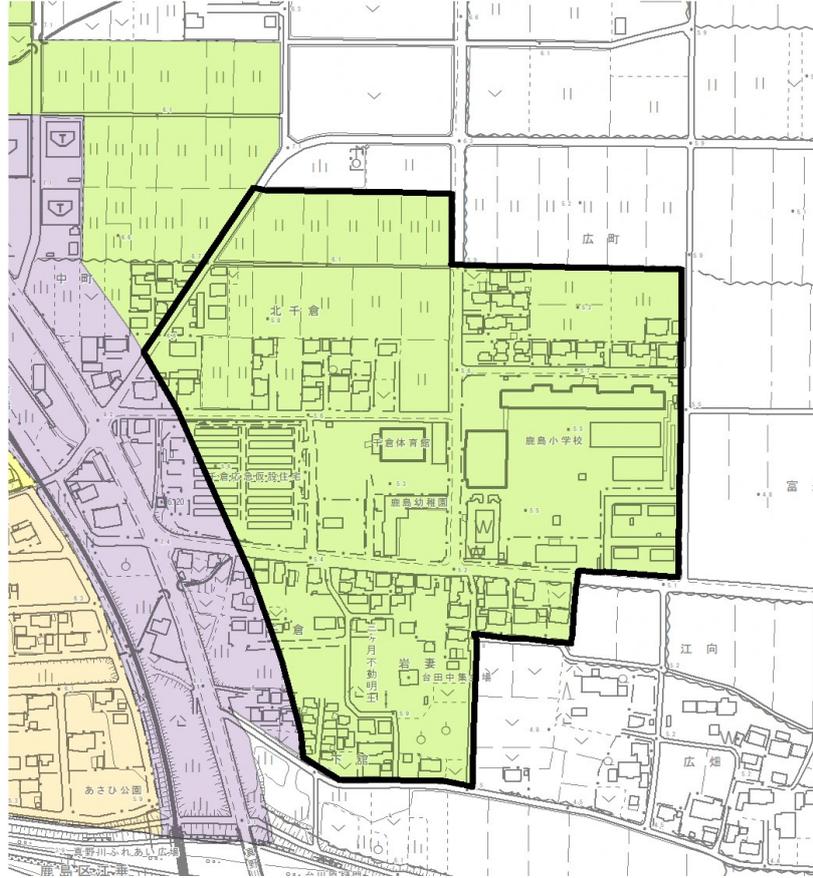
6. 今後の予定

- 2月 南相馬市都市計画審議会への諮問
- 2月 庁議付議（都市計画審議会の結果報告）
- 3月 県知事への協議申出→知事の同意→都市計画の決定

No.21

広町、北千倉

旧

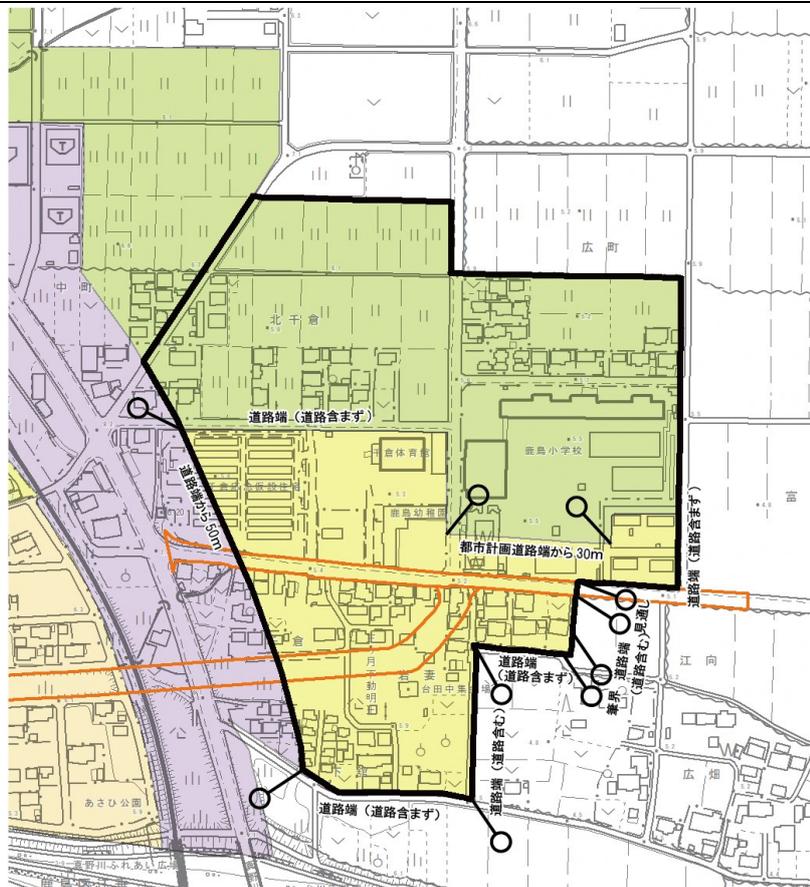


凡例

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

新



凡例

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

用途地域見直し(案) 総括図【鹿島区】

